

令和 7 年度 ながふじ学府小中一体校消防設備等点検業務仕様書

1 目 的

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 に基づく消防用設備等の検をおこなう。

2 対象施設

豊田北部小学校・豊田中学校（通称：ながふじ学府小中一体校）
磐田市加茂 243 番地

3 業務期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 20 日まで

4 業務内容・実施時期

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 総合点検・機器点検 | 7～8 月（夏休み期間中など） |
| (2) 機器点検 | 12～2 月（冬休み期間中など） |

5 対象設備

- (1) 消火器具
- (2) 消火栓設備
- (3) 粉末消火設備
- (4) 自動火災報知設備
- (5) 非常警報設備
- (6) 誘導灯及び誘導標識
- (7) 避難器具設備
- (8) 非常電源専用受電設備

6 点検の実施

(1) 一括再委託等の禁止

- ① 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、あらかじめ発注者の承諾をえなければならない。
- ③ 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又はその名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

- (2) 1 校あたりの点検においては、乙種第 1 類・第 4 類・第 5 類・第 6 類以上の資格を有する消防設備士の免状を有する者の有資格者または、第 1 種及び第 2 種の消防設備点検資格者の免状を有する者を含めた 3 名以上にておこなうこ

と。

- (3) 契約締結後速やかに、「点検作業員の一覧名簿」を提出すること。なお、同一一覧名簿には、点検を行う物件について、項目ごと、消防設備点検においては、消防設備士等点検資格者の氏名を、記載をするものとする。
- (4) 契約締結後速やかに、同一一覧名簿記載の点検作業員の資格を証明する免状等の写しを提出すること。
- (5) 契約締結後速やかに、同一一覧名簿記載の点検作業員と受注者間の雇用関係を証明する公的な書面（健康保険証の写し）を提出すること。
- (6) 点検時には、身分証明書の写し及び雇用関係を証明する公的な書面（健康保険証の写し等）を提出すること。
- (7) 点検に必要な機材は自らの保有する機材にて実施すること。
- (8) 契約期間中の緊急対応について、各施設又は各施設主管課から非火災報等緊急出動の要請があった場合には、2時間以内に消防設備等の各項目に応じた資格者を派遣し処理に当たること。

7 点検結果報告書（業務完了報告書）の作成及び提出（データ提出可）

- (1) 消防設備の各点検業務が完了したときは、消防庁告示「消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検期間、点検結果についての様式（昭和50年4月1日消防庁告示第3号）」の定めるところにより、速やかに点検結果報告書を作成し、学校および教育総務課に提出する。総合点検時には、中間報告書、緊急修繕一覧表等も作成し、教育総務課に提出する。ただし緊急点検の場合には、点検結果報告書の作成を省略することができる。
- (2) 消防設備の点検者が複数の場合には、業務に従事した点検者全員の氏名と保有資格の種類を記入し、かつ点検者が実際に点検した設備名についても、任意の様式に一覧表として記載する。但し同一一覧表に記載できる点検者は、前項記載の契約時に提出してある一覧名簿記載の者に限る。

8 業務規律

調査を実施するに当たっては、下記に留意すること。

(1) 点検・検査日時の決定

点検員は学校へ連絡して、点検・検査日時を決め日程表を作成し、磐田市へ報告すること。

(2) 点検・検査日時の厳守

点検・検査日時は慎重かつ無理のないように決め、約束した調査日時は厳守すること。

(3) 点検の実施

点検の実施にあたり、「点検作業員の一覧名簿」に記載された者が、自らの保有する点検に必要な機材を用いて点検をおこなうこと。

(4) 点検・検査の安全確認

点検・検査を実施するにあたっては、安全性について十分確認した上行う。危険が感じられた場合は速やかに次善の安全な方法に切替えること。

(5) 学校授業の妨害、器物等の損傷の防止

学校授業の妨害とならないように配慮するとともに、建物・機器・器具等に損傷を与えないよう留意すること。

9 秘密保持義務

点検・検査業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。又は自己の利益のために使用してはならない。